

立川市協働推進基本指針
～多様な協働による地域づくり～

平成 24 年 8 月
立川市

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| はじめに..... | 3 |
| 1. 協働とは..... | 4 |
| 2. 協働の必要性..... | 6 |
| (1) 協働が求められる理由..... | 6 |
| (2) 協働の可能性の広がり～協働型のまちづくり..... | 8 |
| 3. 協働を進めるにあたって..... | 9 |
| (1) 協働の原則..... | 9 |
| (2) 協定の締結..... | 10 |
| (3) 取り組みの評価..... | 10 |
| 4. 市の取り組み..... | 11 |
| (1) コーディネーターとしての役割..... | 11 |
| (2) 協働事業が円滑に進むような場づくりをする役割..... | 13 |
| (3) 協働に参加し支援していく役割..... | 14 |
| (4) 協働を進めるための環境づくりをする役割..... | 15 |

はじめに

市は、平成 18 年 8 月に策定した「立川市協働推進基本指針」に基づき協働の推進に向けた環境整備や施策展開に努め、市民活動団体等との協働を進めてきました。この間に多くの協働が行われ、市民活動団体等からは、協働のあり方についてさまざまな声が寄せられています。

策定から 5 年が経過し、私たちを取巻く社会環境は人口年齢構成のさらなる変化や社会貢献活動の高まり、ソーシャルネットワークの広がりなどにより大きく変化しています。他方では、一人ひとりの価値観やニーズなどもより複雑、多様化しています。

そのような中で、国や地方公共団体が担ってきた公共サービスを、市民・NPO¹・企業などが身近な分野・地域で協働して担うことによって、市民ニーズに応えようとする「新しい公共」の概念が浸透し、さまざまな場面で協働が行われてきています。今後は、これまで以上に立川に関わるすべての主体²が相互に協力し合い、助け合う活動をより一層活発にしていくことが必要となります。

市は、平成 22 年に策定した第 3 次基本計画³において、「連携・協働のまちづくり」を基本計画を推進する上での重要項目として位置づけ、市民、地域団体、NPO など地域に関わる様々な主体が、連携・協働して地域づくりに取り組む基盤を整えることを目標としています。

以上のような本市を取り巻く状況の変化に対応しながら、下記の目標を実現するため、協働推進基本指針を改定することとしました。この基本指針が、協働のさらなる促進に向けた市の取組方針として活用され、多様な協働による地域づくりを後押ししていくものとなることを期待します。

○協働推進基本指針の目標

立川市の公共を担う行政、自治会、NPO、公益法人、企業、大学などすべての団体と市民が、行政とNPO・企業等、市民とNPO、NPO間など、多様な協働を展開することで地域のさまざまな課題を解決し、活力あふれるまち立川の実現を目指します。

¹ NPO:営利を目的とせず、社会的な使命(ミッション)の実現を目的とする民間組織。法人格の有無を問わず、非営利かつ不特定多数の利益に寄与し、自発的に自主・自立した運営を継続的に行う団体をいう。なかでも、NPO法人は、特定非営利活動促進法(NPO法)の認証によって法人格を取得した団体をいう。

² 協働の主体:立川市の公共を担うすべての団体や市民。行政、自治会、NPO、公益法人、企業、大学、市民など。

³ 第3次基本計画:本計画の経営戦略プランの中で、地域経営のマネジメントを進める上で、①地域自治のしくみづくり、②情報の共有と参加の拡充、③連携・協働のまちづくりを重要項目に掲げています。

1. 協働とは

市は「協働」を以下のように考えます。

【定義】

①地域や社会の課題解決という共通の目的のもと、②行政やNPO等が、それぞれの主体性・自発性を発揮して、③お互いの立場や特性を認識・尊重しながら、④相乗効果を生むような取り組みをすること。

簡単に表現すると、自治会・NPO等や市民が行う公益的な活動の中で、それぞれが持つ異なる資源や特性を持ち寄って、より効果的な活動を行うことであるといえます。得意としている分野のノウハウ、専門技術、マンパワー、経験、場所、資金を組み合わせることとイメージすると分かりやすいでしょう。協働は、英語でいうところのパートナーシップ (partnership) でしたが、最近はコラボレーション⁴(collaboration)、コ・プロダクション⁵(co-production)という表現も「協働」に当たるものと考えられており、よく使われるようになっていきます。

「協働」の考え方は、ポイントを整理すると次の通りとなります。

①地域や社会の課題解決という共通の目的のもとで行われること

「協働」は同じ目標・目的に向かって、地域課題や社会的な課題をより良く解決するための手段です。どんな取り組みでも協働でやるということではありませんし、また、単に「一緒にやる」ことが目的ではありません。ともに活動することによってより効率的、効果的に課題を解決することが大切です。

②NPOや行政等がそれぞれの主体性、自発性を発揮して行うこと

自治会・NPO等の市民活動団体は、自発的に活動を行っています。自発性は、市民活動団体等の基本的な特徴です。その自発性が損なわれることなく、また、それぞれの組織が持つ特有の考え方や行動の仕方などの強みを発揮しながら事業が行われることが大切です。

⁴ コラボレーション：複数の立場や人によって行われる協力・連携・共同作業のこと。またその協力によって得られた成果。「意外な組み合わせ」、「付加価値の創出」というニュアンスが込められる傾向がある。

⁵ コ・プロダクション：共同生産、共同制作のこと。または、その作成した成果。

③お互いの立場や特性を認識・尊重すること

上下関係ではなく、相互に対等な立場であることが大切です。協働で取り組む場合には、お互いを認め合いながら、それぞれが得意な役割を担い、それぞれが責任を持つこととなります。一方が他方に従属する関係では、お互いの特性を十分に発揮できません。

④相乗効果を生むような取り組みをすること

単独よりも連携したほうがより大きな成果を上げられる場合に協働することが必要で、足し算ではなく掛け算のように、より大きな成果が得られるような内容や相手を考えて取り組むことが大切です。お互いが持つ資源を組み合わせ合わせて強みを活かし合い、地域課題を解決しながらより大きなメリットをもたらすことを念頭におく必要があります。

○参加と協働

平成18年に策定した指針では、「幅広い意味で市の事業に市民が参加すること」を「参加」としていました。

しかし、「参加」とは、市民が市の事業に参加することも含め、社会の様々な活動に対して自発的にかかわりあいを持つこと全般を指しているといえます。個人の「参加」は、協働につながる大切な活動です。個人の自発的で責任を伴った「参加」の取り組みがあってはじめて組織同士を含めた「協働」が成立します。

「協働」に取り組む中でも、常に個人の「参加」を促し受け入れる機会を多く持たなければ、その「協働」には発展性がなくなります。「参加」と「協働」は、きわめて連続的な関係があるので、課題解決への取り組みの手段として、どちらも欠かすことのできないものであるといえます。

2. 協働の必要性

(1) 協働が求められる理由

「協働」がなぜ必要なのでしょう。その理由は、地域社会のあり方や担い手の変化から生じる地域課題・社会的課題を解決する手段として期待されているからであるといえます。

①地域・社会情勢の変化

人口の減少、高齢人口の増加、出生率の低下による子どもの減少などにより、人口の年齢構成が急激に変化をしています。自治会等の地域団体では、担い手の高齢化が顕著になっています。この変化に社会のしくみが追いつかず、また、新たな課題に柔軟に対応できないなど、さまざまな点で不都合が出てきています。

②複雑・多様化する社会

社会が成熟することで、一人ひとりの価値観やライフスタイル、ニーズ等が複雑化・多様化し、人々の生活範囲は以前と比較にならないほど拡大しています。このような社会変化の中で、集団よりも個人を尊重する風潮が強くなり、そのことが、地域住民のつながりを弱め、結果として地域力の低下を招いているといえます。

③社会貢献活動の多様化

阪神淡路大震災をきっかけに、ボランティア活動やさまざまな市民活動の役割と重要性が多くの人々に認識され、また、東日本大震災ではNPOや市民活動団体だけでなく、多くの企業が被災地の支援や復興に活躍しました。また、プロボノ⁶などの新しい形態のボランティア活動や社会貢献活動そのものをビジネスとして起業する事例も増えてきています。

⁶ プロボノ：「公共善のために」を意味するラテン語「Pro Bono Publico」を語源とする言葉で、社会的・公共的な目的のために、職業上のスキルや専門的知識を活かしたボランティア活動を行うことを指す。

④ネットワークの広がり

ソーシャルネットワークサービス⁷等が広がり、地域の魅力を発信しながら人と人をつなぐ活動をする団体も出てきています。幅広く緩やかな人とのつながりが呼び水となって、新たな活動やつながりが生まれており、人々とのつながり方に変化が見られます。

⑤新しい公共の担い手への支援

「新しい公共」の担い手となる NPO 法人に対する寄附税制拡充などの法整備が進み、多様化する社会のニーズを人々の支え合いや地域の絆（きずな）によって満たすしくみが整いつつあります。

⑥立川市の動き

市内の企業や若者も社会貢献活動への関心を高めており、東日本大震災に際しては、被災地支援のため多様な活動を展開しています。また、地域課題をビジネス（経営）の手法を取り入れて解決するコミュニティビジネスも活発になってきています。一方で、自治会などの地域団体も他の団体と連携して高齢者の見守りや防災・防犯活動を行っています。

○東日本大震災と協働

平成 23 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災では、市内の自治会が地域における広報活動や避難者支援等の面で協働の中心として活躍しました。また、市民や企業からも被災者および避難者に向けて数多くの支援が行われました。震災をきっかけとして、市民や企業の社会貢献活動があらためて見直され、現在でも活発に活動が行われています。市も、市民やこれらの企業、ボランティア等と連携して支援活動を行い、協働の一員として役割を果たすことができました。

今後、市の防災対策を進めるにあたっては自治会や市民活動団体、企業などと協働していくことが不可欠であるといえます。

⁷ ソーシャルネットワークサービス：個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

(2) 協働の可能性の広がり～協働型のまちづくり

地域社会やその担い手が変化していることで、公共サービスは、多様なニーズに対応することが求められるようになってきました。行政が中心となって公平・公正で均質的な公共サービスを行き渡らせるというシステムでは、このニーズを充足することができなくなっているのです。

また、地域のことは地域で決定し進めていくという「地方分権」が進み、行政だけでなく市民自らも当事者として地域のことを考え、自らで解決していくという役割分担も進みつつあります。市民の参加や支え合い・連携の精神がまちづくりをしていく上でますます重要な要素のひとつとなっているのです。

これまでのように、行政や地域団体あるいは市民活動団体等がそれぞれに活動を行うのではなく、社会を支える多様な主体が地域経営をともに担いながら、より暮らしやすい魅力あるまちづくりをしていくことが必要です。

多様な主体による協働のイメージ図



3. 協働を進めるにあたって

市では、すでに多くの協働が行われ、実践が積み重ねられてきています。そこで得られた経験をもとにしながら、次にあげるポイントに留意し、それぞれの「協働スタイル」で取り組みを進めていきましょう。

(1) 協働の原則

「協働」を進める際には、次のような基本原則を理解し、守っていくことが大切です。

| | |
|--------------|---|
| ①対等性・自主性の尊重 | お互いが、上下関係でなく対等な関係のもとで、同じまちづくりの当事者としての意識を持つとともに、協働相手の自主的な活動を尊重します。 |
| ②相互理解 | それぞれの行動原理や価値観の違いを認め合い、特性の違いを良く理解します。 |
| ③役割分担・責任の明確化 | 共通する課題の解決に向け、お互いに同じ目的を持ち、役割分担を明確にした上で責任の所在を明らかにします。 |
| ④目的・目標の共有化 | 何のために協働するのかという「目的」といつまでにどれだけの成果をあげるかという「目標」を明確にして、お互いに共有します。 |
| ⑤公平・公正の原則の確立 | 公平で透明性を確保した手続きで協働を進め、協働相手及び第三者に対して情報の公開を行い、説明責任を果たします。 |

(2) 協定の締結

それぞれの特性を活かした役割分担のもとに協働相手と一定期間、継続して協働を行っていくには、必要に応じて協定書などを締結し、「役割分担・責任の明確化」をしておきます。協定として書面に残しておくことでトラブルを防止し、自立した対等な関係を保ちながら、明確な責任体制で事業を進めることができます。協定には、パートナーシップに基づいて、課題や事業の目的、概要、役割分担などを記載するとよいでしょう。責任分担、費用の分担、成果物の帰属等についても、互いに確認しながら書き込むことも考えられます。

また、協働の取り組みをスムーズにすすめるためには、あらかじめ取り組む内容について協働事業の主体同士でじっくりと話し合い、共通認識を得ておくことが必要です。協定書を締結して形式的なかたちを整えるだけでなく、取り組みの最中でも定期的にこまめな打合せの場を設けてコミュニケーションを取り、目的を確認・共有しましょう。

(3) 取り組みの評価

協働の取り組みの評価では、当初の目標が達成できたか等の成果や、協議の状況、役割分担などについて振り返ることが必要です。そして、事業が終わった際には、協働で行うことの最大のメリットである「単独で行うよりも大きな成果を生み出したかどうか」を確認（評価）して振り返ることも大切です。

これらの評価結果は、事業の関係者だけでなく広く一般市民にも公開し、外部からの意見を取り入れる工夫をすることで、協働の質を高めていくことが必要です。

4. 市の取り組み

市内で多様な主体が協働を進めていくことができるよう、市が担うべき4つの役割に基づいて、次のとおり取り組みを進めていきます。

- (1) 協働で事業を行う主体間をつなぐためのコーディネーターとしての役割
- (2) 市民活動団体間、または市民活動団体と市で行なう協働が円滑に進むような場づくりをする役割
- (3) 多様な主体間の協働に参加し支援する役割
- (4) 協働を進めるために必要な環境づくりをする役割

(1) コーディネーターとしての役割

協働に取り組む主体間をつなぐためのコーディネーターとしての役割があります。さまざまな人材登録制度を活用し、市民と登録者との橋渡しを円滑に行えるよう相談機能の充実を目指します。そのためにも、市職員の協働に関する知識や意識の向上を図ります。

①市民人材登録制度の運用のしくみづくり

「生涯学習市民リーダー登録制度」や「ちょこっとボランティア制度」など、市ではさまざまな人材登録制度を設けています。市民が得意分野で活動し、その活動を広げ協働へとステップアップしていくためにも、登録された人材が活用されることが重要です。登録者と活用する側とのマッチングに重点をおいた運用のしくみを検討するとともに、それぞれの人材登録制度の充実を進めます。

②市職員の協働に関する意識の醸成や能力の向上

市職員の協働に対する意識の醸成や、協働への理解を深めるための研修を実施します。市民との協働を進めていく上で必要な市の業務について知識を高めるとともに、コミュニケーション能力の向上に努めます。

③協働に関する庁内調整会議の実施

従来から協働に関する事項について協議・検討を行っている「市民参加と協働推進検討会議」を今後も引き続き設置し、市に係わる協働事業の検証などを実施します。

(2) 協働事業が円滑に進むような場づくりをする役割

多様な協働が円滑に進むような場づくりを行なうことで、NPOや企業、市民活動団体等の活動が活発になり、多様な主体同士で交流が行われ、協働で事業を行う機運がより高まります。そのための相談機能、情報発信機能を持った活動拠点を整備するとともに、団体同士が直接地域課題に関する情報交換ができるようなネットワークづくりを支援します。

①「市民活動センターたちかわ」との連携

NPOやボランティア等の公益性のある活動に取り組む市民や団体を幅広く支援するため、市民活動センターたちかわと連携しながら、市民活動情報コーナーの設置やホームページによる広報・情報提供業務、窓口相談業務、市民活動団体向けの講座の開催等を実施します。

②旧庁舎施設での協働支援

旧庁舎施設内に、市民活動団体等が利用できる事務室の設置などを行い、市民活動を行なっていく上で必要な設備の整備を図ります。また、施設内では既存の市民活動団体等を取り込みながら、その場を訪れる市民、地域団体等を結び付け、新たな活動を展開するきっかけや場を提供するとともに、新しい公共を推進するための拠点として、参加型市民活動の支援を行います。

③新しい地域自治のしくみづくり

新しい地域自治のしくみづくりは、第3次基本計画の経営戦略プランの中で、主要な取り組み事項とされています。市民活動団体等が連携・協働して地域課題を解決するための協議の場（プラットフォーム）づくりや調整役（コーディネーター）の配置、権限・財源の委譲、情報交換・交流のあり方などを検討し、モデル地区を設定して試行します。

(3) 協働に参加し支援していく役割

市は、協働によるまちづくりを進めるために、多様な主体間の協働に参加していくことはもちろんのこと、協働のまちづくり推進事業補助金制度をはじめ協働が活発に行われるよう、「新しい公共」の担い手に対する資金面の支援や制度の検討を行います。

①公募型補助金制度の拡充

「協働のまちづくり推進事業補助金⁸」制度では、複数の市民活動団体が協働で実施する公益的な事業に対して事業費の助成をしています。市民活動が活性化し、協働が促進されるようなくみを目指し、引き続き事業を実施するとともに制度の検討を行います。

②協働事業提案制度の検討

地域の課題を市民が主体的に解決できるように、市に対して事業の協働実施を提案するしくみづくりを検討します。市と協働で事業を実施することで、地域の実情に合った、きめ細かな地域課題の解決ができるようになります。

③協働のための協定のあり方などの検討

協働を進めるにあたっては、協働相手との相互理解のもとに目的を共有し、対等な立場で取り組む必要があります。それぞれの団体相互で締結した協定などに基づき事業が円滑に進むよう、目的、役割、進め方、経費や責任の分担などを明確にする協定のあり方やマニュアル化などを検討します。

⁸ 協働のまちづくり推進事業補助金：市民活動団体が協働して実施する事業について、事業費の2分の1を助成。助成の可否は、市民や学識経験者などで組織する「審査会」が、公募事業を公開審査し、安全・安心な地域づくりをはじめ、主に環境、子育て分野に関する協働事業を中心に支援している。

(4) 協働を進めるための環境づくりをする役割

協働を進めるために必要な環境整備に取り組みます。

①行政情報公開制度の更なる充実

市民や市民活動団体が、市の情報をより活用しやすくするためのしくみの整備に努めます。

- ・情報公開の推進
- ・情報媒体の活用
- ・行政情報のデータベース化と有効活用
- ・行政情報及び政策決定過程情報の提供

②参加・協働のきっかけづくり

市民や市民活動団体が、地域の課題や公共的な問題に係わっていくきっかけとなるような制度の充実を目指します。

- ・タウンミーティングの開催
- ・新たな市民参加手法の導入
- ・パブリックコメント制度の確立

③多様なかたちでの協働の機会提供と情報共有

生涯学習・子育て・文化等さまざまなテーマのもと、市や市民活動団体同士の協働の機会や場を設置していますが、その活動の情報共有を進めます。

- ・たちかわ市民交流大学事業
- ・いれたちネットや夢たちフォーラム
- ・文化芸術のまちづくり協議会 など

立川市協働推進基本指針

平成24年8月発行

編集・発行 立川市産業文化部協働推進課

〒190-0015 東京都立川市泉町1156番地の9

電話 042(523)2111(代表)

FAX 042(527)8074